

最終弁論①

被告人は、佐藤芽有里を殺そうとした犯人ではなく、被告人は無罪です。
それは、以下の理由から明らかです。

理由①

理由②

理由③

理由④

理由⑤

理由⑥

以上の理由から、被告人が犯人ではないことは明らかです。

最終弁論②

被告人は、佐藤芽有里を殺そうとした犯人ではなく、被告人は無罪です。
それは、以下の理由から明らかです。

理由①

--

理由②

--

理由③

--

理由④

--

理由⑤

--

理由⑥

--

以上の理由から、被告人が犯人ではないことは明らかです。

論告①

被告人は、佐藤芽有里を殺そうとした犯人であり、被告人は有罪です。
それは、以下の理由から明らかです。

理由①

--

理由②

--

理由③

--

理由④

--

理由⑤

--

理由⑥

--

以上の理由から、被告人が犯人であることは明らかです。

論告②

被告人は、佐藤芽有里を殺そうとした犯人であり、被告人は有罪です。
それは、以下の理由から明らかです。

理由①

--

理由②

--

理由③

--

理由④

--

理由⑤

--

理由⑥

--

以上の理由から、被告人が犯人であることは明らかです。

判決

本件，殺人未遂被告事件について，被告人は（ 無罪 ・ 有罪 ）です。
理由を述べます。

まず，被告人が犯人であることをと示す事情は次のとおりです。

事情①

--

事情②

--

事情③

--

事情④

--

事情⑤

--

ワークシート

次に，被告人が犯人であることを示す事情は次のとおりです。

事情①

--

事情②

--

事情③

--

事情④

--

事情⑤

--

以上の被告人が犯人であることを示す事情と被告人が犯人であることを示す事情を総合して考慮すると，被告人が本件殺人事件の犯人であると証明するのに（不十分である・十分である）と言えます。

したがって，被告人は（有罪・無罪）です。